

福岡医発第 3508 号（地）  
令和 5 年 3 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の  
時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る  
要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては、令和 2 年 4 月 16 日付け福岡医発第 190 号（地）及び令和 2 年 4 月 20 日付け福岡医発第 225 号（地）等にてご連絡申し上げているとおり、医療機関から都道府県へ毎月初診からの電話やオンライン診療の報告を行うこと、また原則として 3 ヶ月ごとに検証を行うこととされております。

今般、これまでの検証結果を踏まえ、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告の簡略化される旨、日本医師会及び福岡県保健医療介護部より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

これに伴い、令和 5 年 4 月以降実施分については、別添 1 の様式により、原則、福岡電子申請サービスからご報告いただくこととなります。（インターネットの接続環境を有しない場合は FAX でも可。）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関として登録されている医療機関に対しましては、別紙のとおり福岡県保健医療介護部より直接通知されておりますことを申し添えます。

## 記

### 1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について

初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹底すること。

①麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと

②診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は 7 日間を上限とすること

③診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと。

また厚生労働省は、当該規定を守らない医療機関の情報を都道府県に提供し、都道府県は医療機関での診療の実態を調査し、勧告等必要な指導を行うこと。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について別添1の様式のとおり、報告の様式を簡略化される。

<削除された項目>

- ・対応した医師の診療科
- ・初診からの電話等による診療等の実施について
- ・診断名
- ・指示の内容
- ・再診の予約日

<新たに追加された項目>

- ・診療録等による基礎疾患等患者情報の確認について
- ・保険適応について

以上

日医発第 2310 号(地域)

令和 5 年 3 月 14 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

長 島 公 之

( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

今般、厚生労働省医政局医事課より、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対して周知方依頼がありました。

電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては、令和 2 年 4 月 10 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて並びに新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）」（(地 43)（健Ⅱ 34）令和 2 年 4 月 14 日に本会より発出。以下「令和 2 年事務連絡」と呼ぶ）により定められており、医療機関から都道府県へ毎月初診からの電話やオンライン診療の報告を行うこと、また都道府県は原則として 3 ヶ月ごとに検証を行うこととされています。

本事務連絡は、これまでの検証結果を踏まえ、今後の令和 2 年事務連絡における、初診からの「電話」や「情報通信機器」を用いた診療に係る要件の遵守の徹底と、実施状況の報告について簡略化するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について  
令和2年事務連絡で禁止されている処方について改めて遵守を徹底すること。（麻薬及び向精神薬の処方、診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合における、「7日を超える処方日数の処方」「診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方」）  
また厚生労働省は、当該規定を守らない医療機関の情報を都道府県に提供し、都道府県は医療機関での診療の実態を調査し、勧告等必要な指導を行うこと。
2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について  
令和2年事務連絡に定められた医療機関から都道府県に毎月行う報告を簡略化したこと。

公印省略

4医指第3292号  
令和5年3月14日

公益社団法人福岡県医師会長  
一般社団法人福岡県歯科医師会長  
公益社団法人福岡県病院協会  
一般社団法人福岡県私設病院協会  
一般社団法人福岡県精神科病院協会  
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長  
(医療指導課)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、登録された医療機関に対しましては個別に御案内するとともに、報告様式及び提出方法を県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20200410denwajouhoutuusinnkiki.html>

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

事務連絡  
令和5年3月8日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

標記について、別添のとおり各都道府県担当者衛生主管部（局）宛事務連絡を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴課団体会員等に対して周知していただくようお願いいたします。

事務連絡  
令和5年3月8日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」（令和2年8月26日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡。以下「令和2年8月26日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示しするとともに、同取扱いについて、原則として3か月ごとに検証を行うこととしていたところです。

これまでの時限的・特例的な取扱いに関する検証結果を踏まえ、今後の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告については下記のとおりですので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について

令和2年4月10日付け事務連絡1.（1）に記載している以下の要件を遵守しない

処方が見られたことから、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は当該要件の遵守を徹底すること。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならないこと

また、当該要件を遵守しない処方が行われた医療機関については、厚生労働省から都道府県へ情報提供を行うこととするので、情報提供を受けた都道府県は、当該医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療の実態を調査の上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うこと。また、かかる調査や指導等の結果については、厚生労働省に随時情報提供すること。

## 2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和2年4月10日付け事務連絡及び令和2年8月26日付け事務連絡において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告を行うこととしているところ、これまでの時限的・特例的な取扱いに関する検証結果を踏まえ、引き続き検証が必要と考えられる報告項目に限定する等、別添1のとおり報告の様式を変更することとしたので、4月以降の実施状況については、変更後の様式により、所在地の都道府県に報告を行うこと。なお、報告すべき実施状況については、令和2年4月10日付け事務連絡1.（5）を参照すること。各都道府県においては、様式の変更について医療機関に対して周知するとともに、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、Excelファイルにより厚生労働省に報告を行うこと。





公印省略

4医指第3292号  
令和5年3月14日

各関係医療機関の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長  
(医療指導課)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件を遵守していただきますとともに、実施した場合は別添1の様式（※）により福岡電子申請サービスから御報告いただきますようお願いいたします。

なお、報告様式及び提出方法は県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20200410dennwajouhoutuusinnkiki.html>）に掲載していますこと申し添えます。

※ 別添1の様式は、令和5年3月実施分までは既存の様式を、4月以降実施分は新様式を使用してください。

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

